

平成27年 3 月 5 日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成27年 3 月 5 日  
開会 13時30分 閉会 15時46分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出席委員 6 名  
委員長 谷口和弥 副委員長 東口隆弘  
委 員 寺林俊幸 小島智恵 増田武夫 千葉幹雄
- 4 傍 聴 者 佐藤いづみ（勝毎記者）
- 5 説 明 員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明  
民生部長 川瀬俊彦 こども課長 杉崎峰之  
保健課長 合田利信 保育係長 半田健  
介護保険係長 西嶋慎 介護支援係長 宮北友理枝
- 6 事 務 局 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 7 調査内容 1 付託された議案の審査について  
議案第20号 幕別町保育料条例 [新制定]  
議案第25号 幕別町保育条例 [全部改正]  
議案第26号 幕別町立学童保育所条例 [全部改正]  
議案第31号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例  
議案第32号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例  
議案第21号 幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例 [新制定]  
議案第22号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例 [新制定]  
議案第33号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例  
2 その他

委員長 谷 口 和 弥

## ◇審査内容

(13:30 開会)

- 委員長（谷口和弥） ただいまより民生常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日の議題につきましては、昨日本会議において本委員会に付託された議案8件の審査であります。昨日、事前に議案関係資料の提出を行っていただいたところでもありますけれども、委員の皆様は今日お持ちになっていらっしゃるでしょうか。それでは始めます。

審議の進め方でありまして、今日の委員会議案の1番のところでありましてけれども、8議案のうち保育に関わるところが5、介護に関わって3の議案が出されているところでもあります。説明や質疑を終えて、採決の時には議案のとおりにやりたいと思うのですけれども、説明員から効率のよい説明を受ける中では、この順番で一件ずつ説明を受け、質問を受ける。そういったことの中で説明を受けたいと思うのですけれども、そういった進め方でよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは休憩は頃合いをみながら取りたいと思います。それでは最初に議案第20号 幕別町保育料条例について提出者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第20号 幕別町保育料条例について、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の5ページと別添の資料1、幕別町保育料条例概要をお開きいただきたいと思います。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、国の基準額を上限に施設型給付費の支給を受ける施設を利用した場合の幕別町が定める保育料のほか、町立認可保育所における保育認定時間を超えて保育を利用した場合の延長保育料等を定めるものであります。

はじめに、資料1の1ページをご覧くださいと思います。この資料は、本条例の概要をまとめたものであります。

はじめに1番、趣旨についてであります。

子ども・子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担、いわゆる保育料につきましては、国の定める基準額を上限として市町村が設定することとなります。国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本として、世帯の所得状況その他事情を踏まえて基準額が示されていますけれども、教育標準時間認定を受ける子どもについては現行の幼稚園就園奨励費を考慮した額、保育認定では現行の保育料を反映した内容となっています。

利用者負担における階層区分については従来の国税である所得税額ではなく、事業の実施主体が自治体となりますことから、地方税である市町村民税額を基に階層区分を設定することになります。

多子軽減、低所得世帯等の減免の考え方は、新制度におきましても踏襲することとなります。

次に2番、設定内容についてであります。

国から示された考え方に基づき町が設定する内容であります。

① 保育料については、一つ目として教育標準時間認定の保育料、二つ目として保育標準時間認定の保育料、三つ目として保育短時間認定の保育料を設定します。

特に、保育に関しては、3歳未満と3歳以上の年齢区分にて別々の保育料設定となります。

② 多子世帯には、負担軽減の措置があります。

③ 低所得世帯等には、減免措置があります。

④ 認定時間を超えて保育を実施した場合における、延長保育料を新たに設定します。次に3番目、設定方針についてであります。①から⑧までの8項目を列挙しておりますけれどもこの中で特に重要と思われる項目についてご説明いたします。

②として、教育標準時間認定いわゆる1号認定の保育料については、国から示された5階層5区分として設定いたします。

次に、③として、保育認定いわゆる2号認定または3号認定の保育料については、現行の認可保育所保育料などをベースにして、国基準の階層を基本としますけれども、区分間における保育料に著しい差が生じないように必要に応じて各階層を細分化します。具体的には、2号認定及び3号認定は8階層で13区分として設定いたします。

次に、④として、国基準保育料に対する町の保育料の比率は、85%を基本といたしますけれども、現行の保育料と比較して過重な負担とならないように調整を図っているところであります。

次に、⑧として、延長保育料については、1時間当たりの保育料単価を設定するものであります。

2ページをご覧ください。

次に4番、教育設定案についてであります。

教育標準時間認定いわゆる1号認定を受けた子どもの保育料を示したものであります。

国から示された基準と同様に5階層5区分で設定しております。3階層から5階層につきましては、国基準額(B)欄の85%を基本として、太枠で示しております額を保育料として設定するものであります。

1階層は無料、2階層は2,000円、3階層は1万3,600円、4階層は1万7,400円、5階層は2万1,800円とするものであります。

なお、保育料の額は、4月から8月までの保育料につきましては前年度分の所得割課税額を基に決定いたします。また9月から翌年3月までの保育料の額につきましては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものであります。

多子世帯の負担軽減、低所得世帯等の減免についてもそれぞれ設定しております。

3ページをご覧ください。

次に5番、保育設定案についてであります。

保育認定を受けた子どもの保育料につきましては、3ページから7ページにかけて4つの表を記載しております。

はじめに、3ページになりますが、保育標準時間認定を受けた満3歳以上の子どもの保育料を示したものであります。左側の表が現行保育料を示しております、7階層14

区分で設定されており、階層区分は、2階層、3階層は町民税、4階層から7階層は、所得税額で階層を設定されているところでもあります。

右側が新たに設定をする保育料を示したものであります。

現行の保育料をベースに国基準の8階層を基本として、階層区分については、教育・保育給付事業の実施主体が自治体となりますことから、地方税である市町村民税額を基に階層を設定しております。区分間における著しい差が生じないように階層を細分化いたしまして、8階層13区分として、太枠で示しております額を保育料として設定したいとするものであります。

夫がフルタイムで妻がパートタイム、未就学の子どもが2人という4人世帯をモデルに説明をさせていただきます。

新保育料の1階層から3-1階層までにつきましては、現行保育料と同様に階層を設定し、1階層無料、2階層2,000円、3-1階層7,000円とするものであります。

新保育料3-2階層につきましては、世帯収入約260万円程度を想定し、現行保育料で同額程度を想定している3-2階層、4-1階層を統合したものでありまして、1万1,500円とするものであります。

新保育料4階層につきましては、世帯収入約260万円以上約330万円程度を想定した4-1階層、約330万円以上約360万円程度を想定した4-2階層、約360万円以上約400万円程度を想定した4-3階層とし、現行保育料で約260万円以上約400万円程度を想定した5区分を3区分といたしまして、4-1階層1万7,200円、4-2階層1万9,500円、4-3階層2万2,900円とするものであります。

5階層につきましては、世帯収入約400万円以上約480万円程度を想定した5-1階層、約480万円以上約530万円程度を想定した5-2階層、約530万円以上約580万円程度を想定した5-3階層といたしまして、現行保育料で約400万円以上約570万円程度を想定した3区分と同様に3つの区分に分けまして、5-1階層2万6,500円、5-2階層2万8,000円、5-3階層2万9,000円とするものであります。

6階層は、世帯収入約580万円以上約800万円程度を想定し3万1,900円、7階層は、世帯収入約800万円以上約970万円程度を想定し、3万4,600円としたところでもあります。

なお、世帯収入約970万円以上を想定した新規に設定する8階層につきましては3万5,300円とするものでありますが、国で定める最大階層と同一の階層としているところでもあります。

このように新保育料の設定にあたりましては、国基準の8階層を基本として、区分間における保育料に著しい差が生じないように階層を細分化して13区分としたところでもあります。

なお保育料の額は、1号認定と同様に4月から8月までの保育料は前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものであります。

表の比較欄ではありますが、新保育料と現行保育料の差であります。保育料の設定は、子育て世帯の負担を軽減するために、国基準の85%を基本として設定したところでもあります。2階層から5-3階層につきましては、おおむね現行保育料よりも低額に保育料の

調整をして設定したところではありますが、現行保育料と比較して過重な負担となる6階層、7階層、8階層については、他の階層区分に比べ低率に調整をして設定したところでもあります。高所得者に対しましても一定の負担軽減を図るように設定したところでもあります。

4ページをご覧ください。

保育短時間認定を受けた満3歳以上の子どもの保育料を示したものであります。

階層区分、保育料設定の基本的方針については3ページの表と同様であります。

特に、保育短時間認定における保育料については、3階層から8階層まで標準時間の保育料から500円を減じた額として設定するものであります。

5ページをご覧ください。

保育標準時間認定を受けた満3歳未満の子どもの保育料を示したものであります。

階層区分、保育料設定の基本的方針については、3ページの表と同様であります。

具体的な保育料につきましては、1階層無料、2階層2,000円で2号認定と同様であります。

3階層は2区分とし、3-1階層9,000円、3-2階層は1万3,600円とするものであります。

4-1階層は1万9,100円、4-2階層は2万1,600円、4-3階層は2万5,500円の3区分とするものであります。

5階層も3区分とし、5-1階層は3万200円、5-2階層は3万4,000円、5-3階層は3万7,800円とするものであります。

6階層は5万1,800円、7階層は6万円としたところでもあります。

なお、新たに設定する8階層は6万2,400円とするものであります。

表の比較欄をご覧くださいなのですが現行保育料と比較して、7階層、8階層を除くすべての階層で保護者負担を軽減するよう設定しているところでもあります。

6ページをご覧ください。

保育短時間認定を受けた満3歳未満の子どもの保育料を示したものであります。

階層区分、保育料設定の基本的方針については3ページの表と同様であります。

4ページの保育料と同様、3階層から8階層まで標準時間の保育料から500円減じた額として設定しているところでもあります。

7ページをご覧ください。

多子世帯に対する負担軽減についてであります。現行保育料の取扱いと同様、新保育料においても同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を利用している場合に、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とするものであります。

次に、低所得世帯等の減免についてであります。母子・父子世帯、障害児のいる世帯で2階層、3-1階層、3-2階層に該当する場合につきましては、通常保育料から1,000円を減免するものであります。現行保育料では500円減免でありましたが、更なる負担軽減となるよう1,000円減免としたところでもあります。

最後に、新たに設定いたします延長保育料についてであります。

新制度においては世帯の就労時間等により、標準の11時間保育と短時間の8時間保育

に区分されます。それに伴い保育料についても標準、短時間それぞれに保育料を定めることとなります。そのようなことから、認定保育時間を超えて保育を利用する場合における費用負担の公平性を図る観点から、利用児童1人につきまして1時間200円の延長保育料を負担していただくものであります。なお、1月当たりの限度額を5,000円とするものであります。

以上のとおり、幕別町において1号認定から3号認定までの保育料のほか、町立保育所における延長保育料を本条例において定めるものであります。

それでは、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるものであり、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号までに規定する町が定める額いわゆる保育料、新たに設定いたします町立保育所における認定保育時間を超える保育を利用した場合における延長保育料のほか、子ども・子育て支援法第87条に規定する子どものための教育・保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則を定めるものとしております。

第2条につきましては、本条例で使用する用語について規定するものであります。

第3条につきましては、保育料を定めるものであります。

第1項は、子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じた保育料を規定しております。

第2項は、別表第1に幼稚園保育料を、別表第2に保育所保育料を満3歳以上、3歳未満の区分にそれぞれ、標準時間、短時間を規定しております。更に、備考欄において、保育料算定の年度区分及び保育料の変更時期、低所得世帯等の減免、多子軽減を規定しております。

第3項は、町立幼稚園については、幕別町立幼稚園設置条例で保育料を規定するものであります。

第4項は、月の中途における保育料の取り扱いを規定したものであります。

第5項は、保育料の納付先を、認可保育所は町長に、それ以外の施設については事業者にも納めるものと規定するものであります。

第4条につきましては、町立保育所における延長保育料を規定するものでありまして、別表3において1時間当たり200円とし、1月の限度額を5,000円と規定するものであります。

第5条につきましては、保育料、町立保育所延長保育料等の額の決定変更の場合の通知を規定しております。

第6条につきましては、保育料等の減免規定であり、第2項では里親委託を受けている児童の保育料を免除する規定であります。

第7条につきましては、保育料、延長保育料の納付期限を毎月指定する期日と規定するものであります。

第8条につきましては、不服申立の手続きについて定めるものであります。

第9条につきましては、子ども・子育て支援法第87条に規定する子どものための教育・

保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則であります。

第1項は、町が子どものための教育・保育給付に関して必要があると認める場合、世帯主等に対し、報告、物件の提出等をしなかった場合の過料規定であります。

第2項は、町が子どものための教育・保育給付に関して必要があると認める場合、施設に対し、報告、物件の提出、事業所への立ち入り等を忌避した場合の過料規定であります。

第3項は、町への支給認定証の提出、支給認定証の返還に応じない者への過料規定であります。

第10条につきましては、規則への委任規定であります。

附則についてであります。施行日を平成27年4月1日とするものであります。

なお、本条例の策定にあたりましては、幕別町次世代育成支援対策地域協議会にて内容に関するご審議をいただいたところであり、本条例案に対する同意を得ているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたのでこれより議案第20号に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 何点かなのですが、保育料の決定もこの条例で行うわけですが、附則で平成27年4月1日から施行するとなっているのですけれども、保育の申込みはだいぶ前から始まっていますよね。そういうことを考えると、新しい保育料の決定が遅すぎるのではないかと。もっと早く決定がなされて、保護者にきちんと周知する期間が一定程度あった上で申込みの行為ができるというのが一番いいのではないかと。この時期までずれ込んできた。他のものについても言えることですがその理由についてお示し願いたいのと、どういう形で周知して、これは決定されるのが20日の最終日になると思うのですが、新年度が始まるまであと10日くらいしかない訳ですよね。そういう点をどのように説明されるのかお聞きしたい。

もう一点は、総じて保育料、3歳以上、3歳未満について現行よりも引き下げられているという配慮がされている訳ですが、幼稚園は、国の基準からは引き下がっている訳ですが、現行の幼稚園の料金たしか4,500円でしたか。現行よりも下がっていると思っただけでいいのかわかりませんが確認しておきたいと思っております。例えば、満3歳以上の利用者の比較を見ると、6、7、8の階層が上がっているのですけれども、これに該当する子どもの数は何%くらいになるのかを確認しておきたいと思っております。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） ただいまのご質問にご説明させていただきます。まず1点目、申込期間に対して今回お示しする保育料の提案が遅かったのではないかとという質問に対してでございますけれども、この国から示される保育料の案につきましては、国の子ども・子育て会議において平成26年の7月31日に会議で決定がされまして、その後各自治体へ周知がされたということになっております。そのようなことから、幕別町におきましてもその情報を入手してから保育料の設定の作業に当たったということでございます。そのようなことから時期については7月以降に準備を進めていたということでありまして。

それに伴いまして、幕別町といたしましては保育料の算出、決定に当たりまして次世代地域協議会の方にお諮りして素案を作成させていただき、2号認定、3号認定に関わりますものにつきましては特に国からも示されておりましたけれども、保育料については保育所の入所申込みの意思決定に大きく作用する事柄であることから、事前に保護者の皆様に制度内容の改正と保育料についてお示しをさせていただいたというところがございます。具体的に申し上げますと、2号、3号における保育料につきましては、11月25日から1か月間パブリックコメントに付したということがございますけれども、それと並行いたしまして住民説明会を開催させていただきました。11月21日から11月28日までにかけて、札内地区で2回、幕別地区で1回、忠類地区で1回、それぞれ住民の方々に対する子ども・子育て新制度の説明と合わせまして保育料の素案ということをお示しさせていただいて、周知をさせていただいたところがございます。その後12月1日から15日までの間にかけて平成27年度の認可保育所の入所申込みをさせていただいたところでもあります。

1号認定の保育料につきましては、年が明けまして1月になりましてから次世代育成協議会でご審議をいただきまして1月23日から先月23日まで1か月間パブリックコメントに付したということがございます。

2点目の幼稚園の保育料の関係でありますけれども、国の基本額に対しまして85%を設定をしております。この保育料につきましては、地域教育保育施設の給付を受ける施設に対しましての保育料でございます。幕別町内で申しますと町立のわかば幼稚園と、札内にあります幕別幼稚園が、町内にある事業所でありますけれども、そのほか私立の幼稚園につきましては帯広市の幼稚園を利用されている方がいるということがございますが、今回の制度におきましては所在する、住民票を置いているところの住民については、他市町村の幼稚園を利用しているも居住地の保育料が適用されるということでございます。保育料の設定に当たりましては、町内で私立の幼稚園を運営しております幕別幼稚園さんとも十分協議をさせていただいて現行の幕別幼稚園さんの保育料と変わらない程度の料金設定ということで設定させていただいたところがございます。

3歳以上児の状況でございますけれども、現行の保育料の区分で申し上げますと、6階層、7階層における子どもの比率はですね、およそ22%の方々が存在しております。人数で申し上げますと105名。この数値は、データは古いのですが平成26年8月1日現在の入所児童数を基に積算している訳ですが、105名が6階層以上の子どもさんということになってございます。以上でございます。

- 委員長（谷口和弥） よろしいですか。ほかに質問のある方。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 一部重複する質問もあつたのですが、中身につきまして国の負担の金額よりも85%くらいに抑えたということで、これについては私も子ども・子育て支援につながっていきますし何ら反対するものではないと思つたのですが、4月1日から適用するというところで募集をかけている中で、去年の7月に国が一定の方向性を出してということで、非常にタイトな日程だったのだと思つたのですが、もうちょっと早く、できれば12月議



会にこういう提案をして、周知期間を設けて1日からというのが理想だと思っておりますけれども、他の町村の動きはつかんでいないのですけれども、その町村によってはすでに12月の定例会でこういったことを議決しているというようなことも聞くのですけれども、そのあたりはどうかのですか。管内なのでも、3月定例会で議決をして4月1日からということになっているのかどうか。

それから周知の仕方ですけれども、当然議会にかかって、こういう案を持っているけれども議会にかかって議決をされてこうなっているのですよという、当然そのような周知の仕方をしていっていると思うのですけれどもそのあたりはどうかなのでしょうか。

- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） まず1点目。管内の状況ですけれども、郡部にある町におきましては一部、12月議会で提案したという情報は得ておりますけれども、帯広市を含みます一市三町につきましては幕別町が先行しているという状況でございます。なお、保育料の設定の状況につきましては幕別町と芽室町につきましては条例本則の中で保育料を設定しているところですが、帯広市、音更町につきましては規則の中で設定することになっておりますことから、そこまで具体的な情報は得ていないというところでございます。ただ、近隣町村の情報収集という中から、まだ帯広市については具体的な数字がまとまっていないという情報も得ておりますけれども、芽室町、音更町につきましてはおおよそ素案が出来上がったようなことを状況としてはつかんでおります。
- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 保育料の設定に当たりまして時間を要した理由でありますけれども、保育料については非常に皆さんの負担を強いるということで慎重に試算をしたところでございます。で、基本的な考え方としましては、大体真ん中付近の階層の方につきましては基本的に85%くらい。上の低所得の方と下の高額の所得者につきましてはその85%ルールを使いますとかなりの負担を強いることとなります。ですからその方につきましては85%よりももっと低率に抑えた形で何回もシミュレーションしながらやるところでございます。そういったこともありまして慎重に保育料を設定するのに時間を要したということをご理解いただきたいと思います。それと住民の皆さんへの周知につきましては、説明会等におきましても、これはあくまでも町側の案であって、これにつきましては議会の議決を経て決定されるということについては十分説明した上でお話をしているところであります。
- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） おおかた了解はしたのですけれども、議会としては、なるべく早く、正式な議案でなくても、所管ですとか色々な中でこういうことを考えているということを示していくべきだろうと思うのです。我々は、3月ではなくてもっと早く、今言った方法も含めてやるべきだと。行政側はそういういとまがなかったということで、すれ違ふのかもしれませんが、我々としてはそういったことを皆さん方行政の方に、立場上は言っていかななくてはならないだろうということで、意見として伝えておきます。
- 委員長（谷口和弥） ほかにありませんか。小島委員。
- 委員（小島智恵） 延長保育料についてなのでも、1時間当たり200円、限度額

1カ月5,000円という説明がございましたが、時間に直すと1カ月25時間ということになると思うのですけれども、こちらの数字は妥当と考えてよいのか。保護者の方の意向も大事ですけれども、昨日、定例会では保育士の確保が困難というお話もありましたけれども、保育所を運営する側の体制との兼ね合いも当然あるので、その辺の事を踏まえて妥当なのか。あと公平性という話があったのでおそらく減免の適用にはならないと思うのですけれどもそのあたりも確認させていただきたい。

罰則規定のところ、第9条ですね。今、子ども・子育て支援法ということの説明があったので分かったのですけれども、これはどういった内容の法になっているのか、調べればわかると思うのですけれども、ご説明願います。

- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） 延長保育料の関係でございまして先ほど料金の設定の中でお話をさせていただいたと思っておりますけれども、今回の保育の制度につきましては11時間保育を受けることができる標準保育時間の認定のお子さん、8時間保育しか受けられない短時間保育のお子さんがいらっしゃいます。

どのように区分されるかということでございまして、それにつきましては家庭内の就労時間によって120時間、おおむね月の就労時間が120時間を超えるか超えないかによって11時間保育と8時間保育ということに区分がされます。そのようなことから、120時間を下回るご家庭につきましては8時間の保育しか受けられないですよという制度、仕組みとなっております。これは、今回の子ども・子育て支援法においては、必要な家庭に必要な時間だけ保育を提供するという基本的な考え方からそのように区分されているということでございます。

幕別町の保育所の運営、開所の状況といたしましては、朝7時30分から夜6時30分までの11時間の保育をしております。標準時間のお子さんにつきましては今までと変わらない保育の提供を受けていただくことができるのですけれども、短時間保育の認定になりました8時間保育の認定のお子さんにつきましては、現在、住民説明会の中でもお話しさせていただいたのですけれども、その8時間のくくりの時間帯を朝7時30分から夜4時30分までの設定としたいと考えております。そうしますと朝については1時間、夕方については2時間の差がでるということで11時間と8時間の区分をさせていただくということでございます。基本的に、8時間保育の認定を受けて保育所を利用されるお子さんにつきましては、通常の11時間保育のお子さまよりも先ほど説明させていただきましたけれども500円減額した中で保育料を設定させていただいているところでございます。そのようなことから、保育時間を超えるお子さまにつきましては応分の負担をいただきたいということでございます。

それでは具体的に200円の根拠は何なのかということでございます。保育士の1時間当たりの賃金から算出をしております。保育士の賃金の時給というものはおおよそ基本給と共済費、光熱水費等を含めましておおよそ1時間当たり1,225円程度になります。国の基準、2歳以上の基準で保育士1人当たり保育することができる子どもの数は6名となっておりますので、6名を基準として1,225円を割り返しますと204円という数字になると思います。実費に応じた200円を徴収させていただきたいということでございます。な

お、1月の限度額5,000円で割り返しますと25時間というお話がありましたけれども、先ほどお話をさせていただきましたように制度の中では必要な家庭に必要なだけ保育を提供するということから、恒常的に延長保育を利用するご家庭については、就労時間等が変更された可能性が高いということが見受けられるという状況になった場合においては認定区分の変更認定をしていただいて、標準時間の保育認定を受けて標準時間の保育を受けていただくということから、およそ25時間が限度として設定をさせていただいたということです。

それから罰則規定でございます。子ども・子育て支援法の第87条に規定されております。先ほどもご説明させていただきましたけれども、保護者、受給者になる方が町から求められた所得の状況ですとか世帯の状況についての報告書を提出しなかった場合についての罰則、それと給付事業を実施している事業者に対する確認業務、それから立ち入りの断りをした場合についての罰則、それから受給認定書の変更、あるいは資格喪失した場合の書類を返還しなかった場合についてそれぞれ料金を設けられておまして、支援法の中では市町村の条例において定めることができるとされているところでございます。

なお、この罰則の根拠といたしましては、今回の制度においては直接保護者の手を通らずに施設に給付費が支給されることになっているのですけれども、制度上、この保育施設を利用しているお子さんが国から給付金を受けるという形を取っておりますことから、現実、実際に同じような手法を取られておりますのは児童手当でございます。それと同じ制度ということから、それぞれ受給されている方の世帯の状況の確認、あるいは実際に利用している施設の状況の確認等について提出物でありますとか、状況確認を拒まれた場合には罰則を付するというところでございまして、本町においても法と同じように条例において罰則規定を設けたいというところでございます。以上です。

- 委員長（谷口和弥） ほかにありませんか。なければ議案第20号に対する質疑はここで終了いたします。続いて議案第25号幕別町保育条例につきまして提出者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第25号 幕別町保育条例について、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の37ページをお開きいただきたいと思います。

現行の幕別町保育実施につきましては、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、市町村における乳児・幼児等の保育について、入所手続きのほか保育料等を定めているところであります。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴いまして、特定教育・保育施設に係る保育料等については議案第20号、幕別町保育料条例に規定することといたしまして、保育所及び認定こども園における保育の提供に関する必要事項については現行条例を全部改正して入所手続き等を規定しようとするものであります。

それでは、条文の改正に沿いまして、改正の内容を説明いたします。

第1条につきましては、対象施設を児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項による認定を受けた保育所、いわゆる認定こども園における保育と定めるものであります。

第2条につきましては、保育の提供対象について、第1号で、子ども・子育て支援法第19条に規定する2号認定、3号認定の子ども、第2号では、支給認定申請中の子ども、第3号では、子ども・子育て支援法第19条に規定する1号認定の子どもが特別利用保育を利用する場合と定めるものであります。

第3条につきましては、保育提供の申し込みについて規定するものでございます。

第4条につきましては、感染症等により他の入所児童に影響を与えるような疾患及び保育に耐えることができない乳幼児等についての保育提供の制限について規定するものであります。

第5条につきましては、保育所からの退所及び保育提供の中止等の手続きを定めるものであります。第2条で規定する要件を具備しなくなった等、保育の提供の中止又は停止について規定するものであります。

第6条につきましては、保育料について規定するものであり、保育料の額は幕別町保育料条例で定め、他市町村で支給認定を受けた児童についての取扱いを定めるものであります。

第7条につきましては、町立保育所以外の認定こども園における保育の利用に関しては、私的契約となることから本条例を適用しない旨を規定するものであります。

第8条についてであります。不服申立の手続きについて定めるものであります。

第9条についてであります。委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、平成27年4月1日から施行するものとし、第2項において条例施行に関する経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、議案第25号に対する質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 参考までに従来の事を聞いておきたいのですが、保育料。従来は幕別町保育実施条例の中で保育料を定めていましたよね。これを変える場合には当然条例なので、議会の議決が必要だと思うのですが、この10年間、保育料をいくらにするかという条例改正案を審議した記憶がありません。従来は条例改正で行わなかったのでしょうか。改正していないのですか。
- 委員長（谷口和弥） 保育係長。
- 保育係長（半田健） ただいまのご質問でございますけれども、幕別町において保育実施条例を制定させていただきましたのは平成25年でございます。平成25年、何かと申しますと札内南保育園を民営化する際にあたりまして今までは町立保育所条例の中で入所の手続き等を定め、規則で保育料等を定めていたものを、平成25年の民営化の実施に伴いまして条例で、それぞれ町立保育所条例と規則で設けられておりました入所の手続きと保育料について、保育実施条例ということで新規に制定をさせていただいたという経過でございます。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 保育実施条例は昭和の時代からあった条例ではなかったでしょうか。それ以前は規則でやっていたのですか。わかりました。

- 委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありませんか。なければ議案第25号に対する質疑はこれで終了いたします。続いて議案第26号 幕別町立学童保育所条例についての提出者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第26号 幕別町立学童保育所条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の40ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施に際しまして、町立学童保育所の設置根拠法令、管理等を規定すべく全部を改正しようとするものであります。以下、条文に沿ってご説明いたします。

第1条につきましては、町立学童保育所を児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施する施設として設置するものであります。

第2条につきましては、学童保育所の名称、位置及び定員を定めるものであり、町内5小学校の校下に6つの学童保育所を設置するものであります。

第3条につきましては、職員の配置を定めるものであります。保育士、小・中・高等学校等教諭等資格を有する放課後児童支援員のほか必要な職員を配置するものであります。

第4条につきましては、保育時間及び休日について定めるものであり、第1号では保育時間を、学校の登校日は下校時から午後5時まで、登校日以外は、午前8時から午後5時まで、土曜日については、午前8時30分から午後5時までとし、延長保育として、土曜日を除き、午後5時から午後6時30分までとするものであります。第2号では、学童休日を定めるものでありまして、日曜日、祝日、年末年始のほか年度末の3月31日とするものであります。

第5条は、入所の基準でありまして、小学校に就学している児童小学校1年生から6年生までが対象で、保護者が幕別町保育の必要性の認定に関する条例第3条第1項に規定される就労、疾病、妊娠出産、求職活動等12の事由を入所基準とするものであります。

第6条につきましては、入所を希望する方に対する入所の手続きについて規定するものでございます。

第7条につきましては、感染症等により他の入所児童に影響を与えるような疾患及び保育の実施に耐えることができない児童についての入所の制限について規定するものであります。

第8条につきましては、延長保育を利用する場合の手続きについて規定するものであります。

第9条につきましては、退所等の手続きを定めるものでございますが、第5条で規定する入所基準に該当しなくなった等、利用の解除又は停止について規定するものであります。

第10条につきましては、費用の納付について定めるものであります。第1項で、保育料は別表第1で1人当たりの月額が4,500円と定め指定する期日までに納めるとしてあります。第2項では、月途中での入所、退所についての費用納付については、日割りにより費用を計算すると定めるものであります。

第11条につきましては、第1項において保育料の減免等について、別表第2で世帯の状況により全額減免、3分の2減免、3分の1減免等の減免基準を定め、第2項において手続き、第3項において取り消し及び保育料の追徴について定めるものであります。

なお、この規定につきましては、規則において定めておりましたが、明確に保育料の減免根拠を示すことが必要と考え、条例で規定することとしたところであります。

第12条につきましては、不服申立の手続きについて定めるものであります。

第13条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案第26号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 小学校卒業まで、6年生まで対象が拡大されました。この条例を見ると従来の定員をそのまま踏襲している訳ですね。現状でもつくし学童保育所第2学童保育所は定員をオーバーしているように承知しているのですが、そうした中で新たに6年生までこの対象を拡大した中で、定員を増やさないとやはり定員オーバーの状態が生まれてくるのではないかという心配があります。またそういうことを考えれば、施設を増やすとか箇所数を増やすとか、そういう処置を講じなければ対応できなくなるのではないかという心配をするのですがそのあたりはどのように考えておられるのか。
- 委員長（谷口和弥） こども課長。
- こども課長（杉崎峰之） 定員についてでございますが、基本的にうちで定めている定員の入所申込みと、実際の利用する実績の利用者というものにだいぶ乖離（かいり）があることから、定員に対して実際に通われている、利用されているお子さんの推計を取った中で、今回の申込みの事についても受付を予想していたのですが、した結果、もともと国の基準であります面積要件とか人員配置、現在27年度から始めようとしている今の施設内で、27年度は十分現在の施設で受入ができるということがございます。  
要因としてはすでに6年生まで拡大しても、現在の4年生、5年生については通われていないものですから、前回の所管事務調査でもお話しましたが、思ったほど申込みがかなり少なかったということと、現在の3年生の方が4年生になりますが、ある程度の人数はいたのですが十分現状の施設でのみこめるような想定内であったということです。十分現状でやっていけると判断したものです。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） つくし学童保育所が定員の関係では前から心配されて、両方で117名という方が通っているという話を聞いたことがあるのですが、実際それまでは通っていないと。つくし学童保育所についてもあらかじめ申込みを受け付けて心配ないと、そういう結論になったということで理解してよろしいですね。
- 委員長（谷口和弥） よろしいですか。ほかに質疑ないですか。小島委員。
- 委員（小島智恵） 保育料、児童一人当たり4,500円となっているのですけれども、延長保育の場合でも金額は変わらないという理解でよろしいですか。

- こども課長（杉崎峰之） 変わりないです。4,500円ということでございます。
- 委員長（谷口和弥） 小島委員。
- 委員（小島智恵） 必要であれば6時半まであけるといことですね。限度もなく。わかりました。
- 委員長（谷口和弥） よろしいですか。なければ議案第26号に対する質疑は以上で終了いたします。続いて議案第31号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例について提出者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第31号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は54ページ、議案説明資料は35ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施に際し、町立保育所を児童福祉施設と位置付けることから、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

議案説明資料をご覧ください。

第1条につきましては、町立保育所を児童福祉法第35条第3項に基づく保育の必要な乳児及び幼児を保育する児童福祉施設と位置づけるものであります。

第3条につきましては、保育所を児童福祉施設と位置づけることから、「所長」を「施設長」に改めるものであります。現行の体制をなんら変更するものではございません。こども課長が施設長、保育所ごとに専任の保育所長を配置する体制に変わりはありません。

次に議案書をご覧ください。

附則についてであります。本条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案第31号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

なければ議案第31号に対する質疑は以上で終了いたします。続いて議案第32号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について提出者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第32号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は55ページ、議案説明資料は36ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、子ども・子育て支援新制度の実施に際し、幕別町子育て支援センターにおいて、平成27年4月から利用者支援事業を新たに実施することから、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。議案説明資料をご覧ください。

第3条第1項につきましては、幕別町子ども・子育て支援事業計画に基づく、子ども又はその保護者に対して、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言及び関係機関との連絡調整等を行う、いわゆる利用者支援事業を新たに追加するも

のでございます。

第3条第2項第2号につきましては、事業の実施場所をあおば分室とするものでございます。

次に議案書をご覧ください。

附則についてであります。本条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案第32号に対する質疑を行います。質疑のある方はいらっしゃいますか。増田委員。
- 委員（増田武夫） この新しい利用者支援事業、子育て支援センターあおばの1カ所のみでやる。子育て支援センターは忠類にもありますよね。そういうところにはこの事業は実施しないということではよろしいですか。
- 委員長（谷口和弥） こども課長。
- こども課長（杉崎峰之） あおばの子育て支援センターというのは、基本的にサービス、利用者支援事業であるいわゆるコンシェルジュという、人員の配置としてあおばの支援センターということでありまして、あくまでも事業といたしましては忠類も含めた支援センターの中での業務と位置づけしておりますから、全町体制ということで。人員配置といたしまして担当者をあおば支援センターに置くということでございます。
- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 今言いましたように、この新たな事業につきましてはあおば分室に職員を配置して、そこを核として動くということで、職員が必要に応じて幕別本町、また忠類のほうに出向いたりして活動は等しく行う。そういう意味であります。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 本町の方、それから忠類にいる人たちへのサービスというものがやはりスムーズにいくように配慮されてこの事業が実施されていくと。そのように考えてよいわけですね。わかりました。
- 委員長（谷口和弥） ほかにありませんか。なければ議案第32号に対する質疑は終了いたします。ここで説明員がこども課から保健課に入れ替わりますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第21号 幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例について提出者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第21号 幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページとA4横書きの資料幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例の概要をご覧くださいと思います。

はじめに資料に基づきましてご説明いたします。

1番、条例制定の背景につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月に公布され、介護保険



法の一部が改正されました。

これまで、厚生労働省令で定めていました地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を市町村の条例で定めることとされましたことから、本町の地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を町の条例として定めるものであります。

なお、本条例の制定にあたりまして、平成27年1月に条例素案のパブリックコメントによる意見募集を実施いたしましたところ、特別な意見はございませんでした。

次に2番、条例制定の考え方といたしまして、これまで法や政省令で定められていた基準は、根拠とする法令の中で従うべき基準、参酌すべき基準に区分され定めることとされております。

まず、従うべき基準は、省令で定める基準に従い定めるものであり、条例の内容を拘束し、必ず適合しなければならないものであり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めるものは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものであり、項目としては、職員の員数が当てはまることとなります。

次に参酌すべき基準につきましては、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであり、項目としては、従うべき基準である職員の員数以外の、基本方針や運営に関する項目ということとなります。

次に3番目、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例の概要についてご説明いたします。

まず、地域包括支援センターとは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、総合相談、権利擁護等の包括的支援事業を地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関であり、本町ではその所在地を町の保健福祉センター内に置いております。

次に下段の表に従いましてご説明いたします。左側が条例制定における基準の類型であり、中欄が国の基準であり、右欄の太枠内が本条例に定める内容を記載しております。

太枠の中の条例第1条は、本条例の趣旨を定めたものであり、次の第2条は基本的な方針を定めておりますが、厚生労働省令の規定どおり定めております。

2ページをご覧ください。

第3条は、職員の員数について定めたものであります。

第1項では、一つの地域包括支援センターが担当する区域における65歳以上の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、第1号に定めます保健師又はこれに準ずるもの、2号に定めます社会福祉士又はこれに準ずるもの、3号に定めます主任介護支援専門員又はこれに準ずるものの3職種各1名を配置するものとされており、第2項では例外規定を定めております。

3ページをご覧ください。

第3項は地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人から9,000人の場合について、国において明確な基準がないものでありますことから、包括的支援事業の円滑な実施及び第1号被保険者数と職員のバランスの適正化を考慮し

たうえで、町独自に基準を定めるものでありまして、6,000人を超える場合には、第1項に規定する職員の員数に、当該地域の第1号被保険者数から6,000人を減じた上で、第2項に掲げる担当区域の第1号被保険者の数に応じた職員を加えるものであります。

なお、幕別町の場合は、平成27年1月末の第1号被保険者数が7,817人であることから、第1項に規定する3職種3名に、3職種のうちから2名を加えた合計5名の人員が必要ということになります。

次に第4条につきましては、地域包括支援センターの適切な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置することを定めるものであり、第5条において、地域包括支援センターの運営については、協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保することを求めるものであります。

第6条は委任規定を定めるものであります。

次に議案書の15ページをお開きください。

附則についてでございますが、本条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案21号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案第21号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 1点ですが、職員の員数ということで、保健師その他これに準ずるもの。社会福祉士その他これに準ずるもの。その下もこれに準ずるものとあるのですが、この準ずるものの基準。誰がどう判断してどんな資格があれば準ずるものとするのか。そのあたりはどのようにしているのか。
- 委員長（谷口和弥） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） ただいまの準ずる職種ですが、これは国の方で定めがありまして、まず第1号の保健師に準ずるものということで、こちらは地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、ただし准看護師は含まないとされておりまして。次に第2号、社会福祉士に準ずるもの。こちらは一人目としまして福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上、または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験のあるものとされておりまして。第3号ですが主任介護支援専門員に準ずるものとしたしましてはケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員として実務経験を有して、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員の支援等に関する知識と能力があるものと定められております。以上です。
- 委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありませんか。なければ議案第21号に対する質疑はこれで終了いたします。引き続き議案第22号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例について提出者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第22号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページとA4横書きの資料、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定め

る条例の概要をご覧いただきたいと思います。

はじめに資料に基づきましてご説明いたします。

1番、条例制定の背景につきましては、先の議案第21号の提案と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

これまで、厚生労働省令で定めていました指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を市町村の条例で定めることとされましたことから、本町の指定介護予防支援を行う事業者の人員及び運営並びに効果的な支援の方法等に関する基準を町の条例として定めるものであります。なお、本条例の制定にあたりまして、平成27年1月に条例素案のパブリックコメントによる意見募集を実施したところ、特別な意見はございませんでした。

次に2番、条例制定の考え方といたしまして、先の議案第21号の提案と同様に、根拠とする法令の中で従うべき基準、参酌すべき基準に区分され定めることとされており、項目としては、従業者の資格や員数、介護予防支援の事業の運営に関する事項のうち、利用者のサービスの適切な利用や適切な処遇及び安全の確保、秘密の保持等に密接に関連するものにつきましては従うべき基準とされたところであり、それ以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する項目や介護予防支援の事業の運営に関する項目については参酌すべき基準として位置付けられております。

次に3番目、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の概要についてご説明いたします。

まず、指定介護予防支援事業者とは、介護保険制度の基本的理念である自立支援、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するため、要支援1又は要支援2と判断された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から、介護予防支援を行う事業者であります。

なお、ここで定める指定介護予防支援事業者とは、地域包括支援センター又は地域包括支援センターにおける介護予防支援事業について委託を受けて行う事業者であり、現在、本町では、地域包括支援センターほか町内の6事業所を含む21の事業所があります。

2ページをご覧ください。

左側が条例制定における基準の類型、中欄が国の基準、右欄の太枠内が本条例に定める内容を記載しておりますが、特に従うべき基準を中心としてご説明いたします。

第1章第1条及び第2条は、本条例の趣旨や基本の方針に関する規定であります。

次に3ページになりますが、第3条は、指定介護予防支援事業者の資格についてであります。従うべき基準として、国が示す基準どおり法人と定めるものであります。

次に第2章第4条は介護予防支援に従事する従業員の員数、資格について、第5条は管理者に関する規定であります。いずれも従うべき基準として、国が示す基準どおり定めるものであります。

次に第3章は、介護予防支援の事業の運営に関する基準を定めたものであります。従うべき基準として、第6条では内容及び手続の説明及び同意について、5ページをお開きいただきまして、第7条では提供拒否の禁止、9ページをお開きいただきたいと思

いますが、第24条では秘密保持、11ページになりますが、第28条では事故発生時の対応など、いずれも国が示す基準どおり定めるものであります。

第30条は記録の整備に関する規定であります。第2項は町独自の基準であります。事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、保険者はその介護報酬の返還請求をすることとなりますが、返還請求の消滅時効は、地方自治法の規定により、事業者が介護報酬を受け取ってから5年と定められております。これに対し、国の基準では、保存すべき記録の保存期間が2年と定められているため、監査を実施しても返還額の確定に必要な記録が事業所に残されておらず、不適正な介護報酬の返還を請求できない場合があります。返還額の確定に必要な諸記録について保存期間を5年にする規定を設けたものであります。

続きまして、12ページをお開きください。

第4章第31条から17ページまでの第33条までは、指定介護予防支援の具体的な取扱方針、介護予防支援の提供に当たっての留意点など、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めたものであります。

18ページをお開きください。

第5章第34条は、基準該当介護予防支援に関する基準を定めたものであります。基準該当介護予防支援とは、幕別町に住民票を置いていて、遠方の市町村に住んでいる要支援1、2の方が、介護保険サービスを受けようとする際に、その遠方の市町村の地域包括支援センターがその方に介護予防支援サービスを提供することを言うものであります。

第6章第35条については、委任規定であります。

議案書の32ページをご覧ください。

附則についてであります。本条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案22号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたのでこれより議案第22号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。よろしいですか。増田委員。
- 委員（増田武夫） 要支援1、2の人たちのサービスは平成29年までに市町村が代わってやることとなりますよね。それまでの間のことについてもこれできちんとしておくことなのですか。今までの国の制度として実施してきたものとはどのように内容が変わっているのか。
- 委員長（谷口和弥） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 今回の条例制定につきましては、先ほど部長が説明しましたとおりもともと国の省令で定められたものが地方分権でとなりますので、内容については全く変わっていないと。一部先ほど言ったとおり保存期間を町独自で5年と定めたものです。以上です。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 今まで省令で定めていたものを町の条例にしなければならないので、今までと、今言われた5年は入れたけれども何ら変わることはない、ということですね。そしてこの条例に基づいて平成29年度から町に移行するとしてもこの内容で移行

していくと考えてよろしいでしょうか。

- 委員長（谷口和弥） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 総合介護条例のほうで総合事業は29年度ということで提案させていただくのですが、その際にも、この介護予防支援事業、いわゆるケアプランの作成に関しては何ら変わることはないということです。以上です。
- 委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありませんか。ないようですので議案第22号に対する質疑は以上で終了いたします。それでは次に議案第33号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして提出者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第33号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は56ページ、議案説明資料は37ページからになります。

今回の改正の内容につきましては、平成27年度から29年度までの3年間の第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の介護保険料率の見直しを行うものであります。

介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用の総額等に照らし合わせて、向こう3年間の介護保険料を政省令で定める基準に従い条例で定めるとの介護保険法の規定に基づきまして、幕別町第6期介護保険事業計画を策定し、今般の保険料改定の提案に至ったところであります。

介護保険事業計画の策定にあたりましては、幕別町介護保険運営等協議会に諮問をいたしまして、6回の審議を経て答申をいただき、その答申の内容に基づきまして、第6期の基準保険料の月額を現行の4,950円から200円増となる5,150円といたしまして、さらに国の制度改正を踏まえた上で、これまでと同じく所得に応じた負担を求めていく観点から、現行の9段階11区分から12段階に変更するものであります。

まず、基準保険料の5,150円の算出根拠についてご説明いたします。

A4の1枚ものの資料、第6期介護保険事業計画における第1号被保険者の基準保険料の資料をご覧くださいと思います。

本資料につきましては、幕別町第6期介護保険事業計画から抜粋したものであります。

第1号被保険者数につきましては、平成27年度から29年度までの向こう3年間の被保険者を2万4,722人と推計いたしております。

また、所得段階被保険者は、ご覧のとおり的人数となります。

この人数に各所得段階の料率を乗じて算定いたしました被保険者数が、①欄の所得段階別加入割合 補正後被保険者数となりまして、3年間を合計して、2万3,686人となります。

②欄の標準給付費見込額は、本町の向こう3年間の介護保険サービス給付費の見込みでありまして、年々増加傾向となり、3年間の合計では、69億8,589万8千円を見込んでおります。

③の地域支援事業費見込額は、介護予防事業や地域包括支援センターの運営に要する経費のほか、平成29年4月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費として1億1,881万1千円を加え、3年間合計で2億3,281万1千円を見込んでいます。

④欄の第1号被保険者負担分は、②欄と③欄の合計の22%を負担していただくもので、15億8,811万5,980円となります。

調整交付金につきましては、市町村間において75歳以上の後期高齢者の人数や、所得段階別の被保険者の分布状況の違いにより保険料に格差が生じますことから、これを是正するために国から交付されるものでありまして、標準給付費の5%を基準といたしておりまして、これを超えた分が第1号被保険者の負担分を軽減することとなっております。幕別町は、全国平均より後期高齢者が多いことや所得が低いことから、0.35%多く交付されることを見込んでいます。

⑤欄では、調整交付金相当額5%と見込額5.35%との差として、3年間合計で2,445万100円と見込んでいます。

⑥欄の市町村特別給付費につきましては、介護保険の標準的な給付のほかに、市町村が条例で定めるところにより、追加する保険給付でありまして、本町では、入浴補助用具、バスマットの購入の補助を実施いたしているところでありまして、3年間で90万円を見込んでいます。

⑥欄の次の欄につきましては、第5期介護給付費準備基金保有額であります。平成26年度当初では7,632万7,611円ですが、今回の補正予算にて計上しております4,648万4千円を基金に積み増しをした場合、平成26年度末の基金保有額は、1億2,281万1,611円となる見込みであります。

このうち⑦欄にありますように、3年間で1億800万円を取り崩し、保険料の軽減を図りたいと考えているところでありまして。

⑧欄は、保険料収納必要額となりますが、カッコ書きにありますように計算した結果、14億5,656万5,880円が必要となります。

この必要額を確保するために、賦課額を算定したのが⑨欄の保険料賦課額で、収納率を99.5%として見込み、合計で14億6,388万5,307円を賦課すると考えているところでありまして。

この⑨欄の賦課額を、①欄の補正後被保険者数2万3,686人で割り返したものが、⑩欄の介護保険料年額ということになりまして、100円未満を整理した結果⑪欄の6万1,800円となります。月額に換算いたしますと⑫欄のとおり5,150円となるものであります。

第5期の介護保険料は、月額4,950円でありますので、200円の増、率では4.0%の増となるものであります。

また、準備基金の取り崩しにより月額382円が、保険料の軽減効果ということになるかと思えます。

次に、議案説明資料の40ページをお開きいただきたいと思えます。

左の欄が第5期の計画で、右の欄が第6期の計画になります。

保険料を算定する際の所得段階についてであります。先ほど申し上げましたとおり、第5期では9段階11区分でありますものを、今回12段階に改めるものであります。

なお、条例の文言上では段階という表現はありませんが、説明の都合上、段階という表現を使わせていただきます。

第6期では、介護保険法の改正に伴いまして、国の基準段階が現行の6段階から9段

階に多段階化されるほか、基準となる所得金額が見直しされるなどの制度改正が行われますことから、町におきましても制度改正を踏まえたうえで所得段階を再編するとともに、これまでの考え方を継続し負担能力に応じた所得段階と保険料率を設定するものであります。

まず、これまでの第1段階と第2段階につきましては、国の政令改正により統合し第1段階とし、保険料率を現行の0.5に据え置くものであります。

なお、平成27年度と平成28年度におきましては、消費税増税分を財源として別枠で国・道・町からの公費負担を行うことにより保険料率を0.05引き下げ、0.45とするものであります。

次に現行の第3段階のうち、上段部分の特例第3段階を第2段階とするものであります。

次に現行の第4段階のうち、上段部分の特例第4段階に該当する方につきましては、課税世帯であるものの本人が非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円以内の方でありますことから保険料負担を軽減するため保険料率を現行の0.9から町独自に0.05引き下げ0.85とし、下段部分を第5段階とするものであります。

次に、国による所得段階の多段階化により、現行の第5段階につきましては、基準所得金額が120万円と省令で定められましたことから、所得に応じた保険料賦課の観点に基づき所得段階を再編し、合計所得金額が120万円未満の方を第6段階とし保険料率を1.15から0.05引き上げ1.2に、合計所得金額が120万円以上155万円未満の方を第7段階とし保険料率を1.25に、合計所得金額が155万円以上190万円未満の方を第8段階とし保険料率を1.25から0.05引き上げ1.3にそれぞれ再編しようとするものであります。

次に、現行の第7段階につきましても、基準所得金額が新たに290万円と定められましたことから、第7段階を細分化し、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方は第9段階とし保険料率を1.5に、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方を第10段階とし保険料率を現行の1.5から0.1引き上げ1.6とするものであります。

また、現行の第8段階は第11段階とし保険料率を現行の1.65から0.05引き上げ1.7とし、現行の第9段階を第12段階とするものであります。

この結果、年間の保険料額につきましては、第1段階に該当する方は公費負担による軽減の実施により現行の2万9,700円より1,900円減の2万7,800円、第2段階に該当する方は現行の3万8,600円より1,500円増の4万100円、第3段階に該当する方は現行の4万4,500円より1,800円増の4万6,300円、第4段階に該当する方は現行の5万3,400円より900円減の5万2,500円、第5段階に該当する方は現行の5万9,400円より2,400円増の6万1,800円、第6段階に該当する方は現行の6万8,300円より5,800円増の7万4,100円、第7段階に該当する方のうち、合計所得金額が120万円以上125万円未満の方は現行の6万8,300円より8,900円増の7万7,200円、合計所得金額が125万円以上155万円未満の方は現行の7万4,200円より3,000円増の7万7,200円、第8段階に該当する方は現行の7万4,200円より6,100円増の8万300円、第9段階に該当する方は現行の8万9,100円より3,600円増の9万2,700円、第10段階に該当する方は現行の8万9,100円より9,700円増の9万8,800円、第11段階に該当する方は現行の9万8,000円より7,000円増の10万5,000円、

第12段階に該当する方は現行の10万6,900円より4,300円増の11万1,200円とするものであります。

次に議案説明資料の37ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第7条の保険料率であります、改正条例の第1号から次のページの第12号までが、所得段階の第1段階から第12段階に該当するものでありまして、ただいま説明いたしました内容に改めるものであります。

第2項につきましては、平成27年度及び平成28年度につきまして、国、道及び町からの定率割合の負担により、低所得者に対する軽減を強化するものであり、このことにより第1段階の方の保険料額は前項第1号に定める3万900円から3,100円減の2万7,800円とするものであります。

第9条第3項につきましては、第7条の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

39ページをお開きください。

附則第16条につきましては、このたびの法改正により、これまで介護予防給付としてサービス提供されていた介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の二つのサービスが市町村事業として位置付けられるとともに、これらのほか、基準を緩和したサービスやNPOや住民主体など多様な主体によるサービスなど地域のニーズに応じた様々な生活支援サービスを提供していくこととなります。

この事業は、原則として平成27年4月1日から開始することとされておりますけれども、円滑に制度を移行できるように本町では平成29年4月まで、その開始が猶予されていることを使いまして28年度までに多様なサービスの在り方を検討し、平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することとしているところでありまして、所要の規定を設けるものであります。

議案書に戻りまして、議案書の57ページをお開きいただきたいと思ひます。

附則についてであります、本条例の施行期日を平成27年4月1日からとし、改正後の第7条のうち第1項を除く部分については規則で定める日から施行するものであります。

また、改正後の第7条及び第9条の規定は平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものとする経過措置を規定するとともに、改正後の第7条第2項の納付期日を規則に委任するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりました。早速ですが質疑を受けたいと思ひます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 色々な努力はされていると思ひます。なるべく保険料を抑えたいということで、取り崩しをするだとか12段階に分けるだとか、色々な努力はされていると思ひますけれども、やはり高齢者が標準で5,150円。月の負担というのは非常に重いのだと思ひます。やはり色々お年寄りとお話していますと常に出てくるのが介護保険料の負担がなかなか大変だと。そういうことが常に出されるのですよね。それが出される背景



には高齢者が非常に大変な状況に置かれているということなのだと思います。第1段階に所属する人がやはり多い訳ですよ。3年間で4,764人、単年度で1,500、1,600人。この第1段階に所属している訳で、こういう人たちは無年金であっても色々、老齢福祉年金だとか大変な状況で、0.5で3万900円ですか。ほとんど収入がなくても3万900円の負担をしなくてはならない。年をとってこれからどのくらい余命があるのかという状況の中で、介護保険を利用していかなくてはならないという状況の中で、保険料をこれだけ負担するというのはしんどい話なのだと思うのですよね。制度上、色々な施策を第5期でも地域密着型のものを整備するだとか、そういう努力をされて、そういうことをすればするほど保険料に跳ね返ってくるという仕組みそのものに問題があるのですが、その中で、安ければいいというものでもない。充実すればするほど高くなるという関係がありますので、そういう点では非常に苦しいところだと思うのですが、なんとか5千円を超えるようなことに。

第5期のときもなんとか5千円を超えないようにというようにことで4,950円ということで落ち着いた経過はあると思うのですが、そういう中でこれは一般会計からの繰り入れやなにかはできないものなのか。そういうこともしながらやはりこんなに高い保険料を人生の最後になって払いながら介護を受けなくてはならない。介護を受けたらまたお金がかかるということになってしまうのですが、町の努力で何とか引き上げないような方策はなかったのか。これは色々努力しているということの評価した上で聞くわけなのですけれども、そういうことは考えられなかったのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

- 委員長（谷口和弥） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） これまでも保険料の軽減に関しましては国の示す減免禁止といえますか、繰入や独自減免はしないということを町は続けてきております。また、第6期に向けまして、介護保険料は200円上がっておりますが特に第2段階、国の基準では0.75というところなのですが、町の方は新第2段階、0.65。第5期の保険料を据え置いたところで第2段階の方についても軽減を図っております。また先ほど部長も説明いたしましたが、第4段階、年金で80万円未満の方につきましても0.05引き下げたというところで、どうしても全体的には引きあがってしまうのですが、所得の低い方には一定の軽減配慮を行ったということをご理解いただきたいと思います。以上です。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） そういう努力はされている訳ですけれども、これはやはりこういう現状を考えると独自減免、これはするなと国は言っているけれども、独自減免をしなければ、やはりこういう本当にお金のない人を救う道はないと思うのですよね。収入がない人に払えというのが本当に酷な話で、独自減免をすべきだと思うがいかがですか。
- 委員長（谷口和弥） 岡田町長。
- 町長（岡田和夫） 今の制度からいくと、なかなか難しいということですし、今回の第6次にあたって各町村の保険料の決定状況を見ておりますと非常にばらつきがあって、本当にいいのかなという思いは確かに私どもにもある訳ですし、逆をいうと幕別町はずいぶん施設が充実されているなという逆の言い方をされる訳で、増田委員のおっしゃら

れるとおり、施設、施策を充実すると保険料に跳ね返るという介護制度は根本から我々としては見直して欲しいということ。あるいは当然のことながら町村会でも、あまりにも市町村の負担、あるいは受益者の負担が多すぎる現状を、国としてもっとこ入れをしてさらにサービスの充実をというようなことを言うておりますけれども、現実としては国もお金がないものですから要支援1、2は町村だとか逆の方向にあるのだと思っておりますけれども、私どもとしてはおっしゃるとおり何とか少ない額で十分なサービスが受けられるような本来の介護保険の制度であるようにさらに努力はしていきたいと思っておりますし、今申しあげましたように国に対しては実情を十分話をしながら要請活動を続けて行きたいと思っております。

- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 難しいということは十分承知なのですが、一般会計からの繰り入れはどうしてもできないのか。一定の繰り入れをするべきでないかというのが一つなのですが、それができないと。

また独自の減免はするなとそういう指導がある中でなかなか難しいということであれば、福祉施策として独自に一般会計の中で援助する。そういうことでもしていかないと、本当に大変なお年寄りはそのまま大変な状況で人生の最後を送らないとならないと。そういうことになってしまうのだと思うのですよね。

ですから色々な考えられる施策を駆使して、払いたいけど払えないという状況、また介護を实际利用すればまた利用料もかかるということで、苦勞して介護保険料を払っているのだけれどもいざ使うときに手持ちのお金がないから十分に使えないという場面も出てくると思うのですよね。そういうことを考えると払える手段を講じて、大変な状況を支えていくべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 日本全体で考えますと、社会保障費、医療年金色々なものを含めまして1兆円くらいずつ自然増が続いていくという時代であります。その中におきまして例えば医療面では国保が、ほとんどの町村が赤字決算の状態である、いわゆる構造的な課題を抱えている。そのような問題がありまして多くの町村が一般会計からの基準外繰り出しをやむなくしている。そういうことがあります。ただし介護保険に関しては一般会計からの繰り入れは制度上できないということでご理解いただきたいと思っております。

町としてできることは、先ほどから言いますように、低所得の方に対する色々な保険料の面での配慮、それとこれは介護認定を受けた方だけではなくて高齢の皆様に対する色々な補完事業、そういうものを充実させることによって何とか安心して暮らせるような対応、そういうものを考えていくことになると思っております。

- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 1兆円くらいずつ増えていくとか、それは国の予算の使い方をきちんとすれば、我々はそういうものも工面しながら充実させていくこともできると考えておりますけれども、そういう中で一般会計の繰り入れも出来ない。制度上色々な、町ができる最大限をしているのだと。しているけれどもこういう状況で負担がどんどん増えていくということであれば、やはり先ほど言ったように一般会計の中でそういうものを救

っていくような施策をするということでない、お年寄りには破たんしてしまう。第1段階の方がたくさんおられるという状況の中では、この町で最後を迎えるという人たちに対する行政の暖かさを、そういうところで示していくべきだと思います。以上です。

- 委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありませんか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 先ほど町長からお話ありましたように、月額保険料は各町村でまちまちで、そこには背景の色々なことがあるのだと思うのですけれども、これは簡単な問題ではないと思うのですけれども、要するにサービス料全体を割り返して月額を決めてやっていくのですよね。これはテクニックとして新聞報道に出てくるのは月額保険料がいくらと出てきますよね。そして例えば第7段階とか第8段階がいくらということは出てきませんよね。ですから、テクニックとして標準額を少し下げて、その分を例えば上の方、6とか7とか8とか9とか、そういうところに賦課して、全体として帳尻があうというような算定方式にはならないものなのではないでしょうか。
- 委員長（谷口和弥） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 今千葉委員がおっしゃいましたように、標準が1.0という中で、最高が1.8。もちろんもっと多段階設定して2.0とか、やり方もあるのでしょうか、所得の高い方というのは実際に人数が少ないということもありまして、上の基準保険料を上げてもそんなに影響は出てこないということもありますので、それが現在に至った、当初6段階だったのですが現在9段階11区分。そして12段階と至った中で、高い方についても応分の負担を求めているのが今のやり方ということでご理解いただきたいと思います。
- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 幼稚な質問であれなのですが、標準額、基準額で1というのがありますよね。例えば0.9くらいを1という設定はできないということですね。単純に割り返して基準額をだしているのでしょうか。
- 委員長（谷口和弥） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） そのとおりでございます。先ほど冒頭で説明いたしました、全体3年間の給付費を保険者数で割り返した結果標準的な保険料が定められまして、あとは所得に応じて軽減したり、若干多くいただいているという内容であります。
- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） ⑨を①で割り返してそれが基準額ということであればこれは動かしようがないということなのだろうと思うのですけれども、非常に裏腹な問題というかサービス料が増えれば金額が増える訳ですから、当然月額が上がってくるということで致し方ないということなのだろうと思うのですけれども、もう少しテクニックを使いながら月額を抑えることができればと思って質問いたしました。わかりました。
- 委員長（谷口和弥） ほかに質問はありませんか。なければ議案第33号に対する質疑は全て終了いたします。これで議案についての説明、質疑が全て終了いたしました。説明員の方が退席いたしますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは議案ごとに審査を行

ってまいります。会議案の順にそって議案を審査したいと思います。最初に議案第20号 幕別町保育料条例につきましてご意見のある方の挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） なければ次に討論に入りますけれども、議案に反対の方の意見を求めます。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） ないようですので採決に入ります。お諮りします。議案第20号 幕別町保育料条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って議案第20号 幕別町保育料条例は原案のとおり可とすることに決定いたしました。これで議案第20号の審査を終了いたします。

引き続き議案第25号 幕別町保育条例についてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 討論に入りますけれども、本条例についての討論はありますか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） ないようですので討論を終了して採決を行います。お諮りします。議案第25号 幕別町保育条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って議案第25号 幕別町保育条例は原案のとおり可とすることに決定いたしました。これで議案第25号の審査を終了します。

続きまして議案第26号 幕別町立学童保育所条例につきまして審査を行います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 討論を省略してよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） お諮りします。議案第26号 幕別町立学童保育所条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って議案第26号 幕別町立学童保育所条例は原案のとおり可とすることに決定いたしました。これで議案第26号の審査を終了します。

続いて議案第31号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例につきまして審査を行います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） なしということですので、討論を省略してもよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） お諮りします。議案第31号 幕別町立保育所条例の一部を改正す

る条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って議案第31号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。これで議案第31号の審査を終了します。

続いて議案第32号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例につきまして審査を行います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） なしということではありますが、討論を省略してもよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは採決に入りたいと思います。お諮りします。議案第32号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って議案第32号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。これで議案第32号の審査を終了いたします。

続いて議案第21号 幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例につきまして審査を行います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） なしということではありますが、討論を省略してもよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは採決を行います。お諮りします。議案第21号 幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って議案第21号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。これで議案第21号の審査を終了いたします。

続いて議案第22号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例につきまして審査を行います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） なしということではありますが、討論を省略してもよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは採決を行います。お諮りします。議案第22号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って議案第22号は原案のとおり可とする

ことに決定いたしました。これで議案第22号の審査を終了いたします。

続いて議案第33号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして審査を行います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。

- 委員（増田武夫） 討論と言いますか意見なのですが、やはりこの間ずっと介護保険については発足してから掛金が倍以上になってきているのですよね。今回も200円引き上げられて、なるべく引き上げないような努力は見られるのですけれども、やはりこうして引き上げが続いてきますと本当に低所得者を中心に非常に高齢者に困難を強いることにならざるを得ない訳です。

一般会計からの繰り入れその他はできないという話でしたけれども、一般会計の中でこの支援制度を独自に作るなどやはり工夫しながら、安心して最後を送れるような体制を取るべきだと思います。そういう色々な努力をしていることは認めながら、さらに、住んでよかったと思えるような支援を同時に行わなければ、この介護保険制度はますます大変な状況が高齢者に強いることになると思います。以上です。

- 委員長（谷口和弥） ほかにご意見のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） なしということではありますが、次に討論となりますが、今のことをそのまま討論ということでしょうか。

- 委員（増田武夫） よろしいです。

- 委員長（谷口和弥） ほかに討論で意見をのべられる方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） ないようですので、討論を終了し採決を行いたいと思います。お諮りします。議案第33号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（谷口和弥） ご着席ください。起立多数であります。従って議案第33号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。これで議案第33号の審査を終了いたします。

以上で付託された議案の審査が終了いたしました。なお、議長あてに提出する委員会の報告書については、私と副委員長に一任いただきたいと思いますのでけれどもご異議ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） 異議がありませんのでそのようにさせていただきます。次に議案の2、その他でありますけれども委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局は。ないということですので今日の民生常任委員会は以上で閉会いたします。

（15：46 閉会）